



長野労働局発表（31-55）
令和元年10月28日

	長野労働局労働基準部
担	賃金室長 大日方 康浩
	室長補佐 松本 政春
当	TEL 026-223-0555
	FAX 026-223-0591

長野県計量器等最低賃金及び長野県はん用機械器具等最低賃金が11月27日から改正されます

～長野県計量器等最低賃金は時間額892円に～

～長野県はん用機械器具等最低賃金は時間額903円に～

長野労働局長（中原 正裕）は、現行の長野県計量器等最低賃金（以下「計量器最賃」といいます。）及び長野県はん用機械器具等最低賃金（以下「はん用機械器具最賃」といいます。）をそれぞれ20円引上げ、計量器最賃を時間額892円に、また、はん用機械器具最賃を903円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

- 1 計量器最賃及びはん用機械器具最賃の改正については、令和元年9月25日に長野地方最低賃金審議会（会長 岩崎 徹也 信州大学名誉教授）から、計量器最賃は現行の時間額872円を20円引上げて892円（引上げ率2.29%）、また、はん用機械器具最賃は現行の時間額883円を20円引上げ903円（引上げ率2.27%）、にそれぞれ改正することが適当である旨の答申があったところです。今般、答申内容の公示等所定の手続きを経て、計量器最賃を時間額892円、はん用機械器具最賃を時間額903円とする決定を行い、本日（10月28日）、官報公示を行いました。
- 2 これより、令和元年11月27日から計量器最賃は時間額892円、また、はん用機械器具最賃は、時間額903円になります。
- 3 長野労働局では、今後、改正した計量器最賃及びはん用機械器具最賃の周知や支払の履行の確保を図ってまいります。

(参考)

長野県計量器等最低賃金の改定額及び引上げ額の推移、対前年度引上げ率(過去5年)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最低賃金改定額	823円	837円	854円	872円	892円
対前年度引上げ額	13円	14円	17円	18円	20円
対前年度引上げ率	1.60%	1.70%	2.03%	2.11%	2.29%

(注) 長野県計量器等最低賃金とは「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金」のことをいいます。

(参考)

長野県はん用機械器具等最低賃金の改定額及び引上げ額の推移、対前年度引上げ率(過去5年)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最低賃金改定額	834円	848円	865円	883円	903円
対前年度引上げ額	13円	14円	17円	18円	20円
対前年度引上げ率	1.58%	1.68%	2.00%	2.08%	2.27%

(注) 長野県はん用機械器具等最低賃金は「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」のことをいいます。